誓約書兼同意書

１　いわて暮らし応援事業に関する報告及び立入調査について、岩手県及び雫石町から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、雫石町移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

（１）移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

（２）移住支援金の申請日から３年未満に雫石町以外の市区町村に転出した場合：全額

（３）起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額

（４）移住支援金の申請日から３年以上５年以内に雫石町以外の市区町村に転出した場合：半額

（就業の場合のみ）

（５）移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

３　返還の決定を受けた場合、町が指定する期日までに当該金額を返還します。

４　期日までに返還しなかった場合には町が税情報を閲覧することに同意します。